議案第２２号

四條畷市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について

次のとおり四條畷市事務分掌条例の一部を改正する条例を制定するにつき、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により、議会の議決を求める。

令和８年１２月１日　提出

四條畷市長　銭　谷　　翔

提案理由

公共施設再編整備事業が時系列的に進展し、事業が具体化することを見据え、効率的かつ効果的な体制を構築するため、組織の見直しを行いたく、本案を提案した。

四條畷市事務分掌条例の一部を改正する条例

四條畷市事務分掌条例（昭和４５年条例第１４号）の一部を次のように改正する。

第１条中「施設創生部」を削る。

第２条の表財務部の項中第５号の次に次の１号を加える。

（６）公共施設等総合管理計画の企画及び総合調整に関すること。

第２条の表施設創生部の項を削る。

第２条の表都市整備部の項中第１２号の次に次の１号を加える。

（１３）公共施設等総合管理計画に基づく整備事業の施行に関すること（他部分掌のものを除く。）。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。